

一般社団法人自然環境共生技術協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、一般社団法人自然環境共生技術協会と称する。

2 本協会の英語名称は、「Natural Environment Coexistence Technology Association (NECTA)」とする。

(主たる事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本協会は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本協会は、多様な自然環境の保全、創出及び再生並びに自然とのふれあいに関する総合的な自然環境共生技術の集積、向上及び確立を図り、もって自然環境共生型社会の形成に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多様な自然環境の保全及び創出に係る技術に関する調査及び研究開発
- (2) 順応的生態系管理の手法を取り入れた自然再生に係る技術に関する調査及び研究開発
- (3) 自然とのふれあいに係る技術に関する調査及び研究開発
- (4) 自然環境分野における環境アセスメントに係る技術に関する調査及び研究開発
- (5) 第1号から第4号までに掲げる自然環境共生技術に係る技術者の技術力の向上及び人材の育成
- (6) 自然環境共生技術に関する国内及び国外における情報の収集及び提供
- (7) 自然環境共生技術に関する国際協力
- (8) 会報、機関紙及び図書の刊行
- (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同し、積極的に事業活動に参画する個人または団体
- (2) 特別会員 本協会の目的に賛同し、理事会において推薦された者
- (3) 賛助会員 本協会の目的及び事業に賛助する個人または団体
- (4) 名誉会員 本協会に功労のあった者または学識経験者で、総会において推薦された者

(入会)

第6条 正会員、特別会員、賛助会員として入会しようとする個人又は団体は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 正会員になろうとする者は、正会員2名以上の推薦を受け、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始の審判もしくは保佐開始の審判及び補助開始の審判又は破産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(拠出金の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び員数)

第12条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、1名を業務執行理事とする。
- 3 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 4 3項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 5 業務執行理事は専務理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐して、本協会の業務を処理する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本協会の常務を処理する。
- 4 理事は理事会を構成し、理事会の決議に基づき、本協会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行なう。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、理事会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは理事会の招集を請求し、若しくは第5章の規定にかかわらず理事会を招集すること。

(任期)

第15条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第16条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第17条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事又は監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償 責任の免除)

第18条 本協会は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第4章 総会

(構成)

第19条 本協会の総会は、正会員をもって構成する。

- 2 正会員は、各1個の議決権を有する。

(種類及び開催)

第20条 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

2 通常総会は毎事業年度9月と6月の2回開催し、9月の通常総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上の正会員から会議の目的を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(権能)

第21条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 正会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第22条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会を請求することができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第25条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規程にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第26条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
(議事録)

第27条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び当該総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 理事会

(構成)

第28条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解任

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度9月と6月の2回開催する。代表理事及び事業執行理事は、通常理事会において、自己の職務の執行状況について報告しなければならない。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を示した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定に基づき、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当するときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規程にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 審議委員会

(構成)

第35条 本協会に、その適正な運営と研究活動の推進を図るため、理事会の決議を経て、審議委員会を設置することができる。

2 審議委員会は、審議委員及び研究顧問をもって構成する。

(1) 審議委員 5名以上20名以内

(2) 研究顧問 1名以上5名以内

(権能)

第36条 審議委員及び研究顧問は、次に掲げる業務を行う。

(1) 審議委員会は、会長より諮問される事項について審議し、答申する。

(2) 研究顧問は、本協会の研究業務について助言し、また指導を行う。

2 会長は、審議委員会から答申された事項並びに研究顧問から提案された意見について、業務執行にあたり、これを尊重しなければならない。

(種類及び開催)

第37条 審議委員会は、通常審議委員会と臨時審議委員会の2種とする。

2 通常審議委員会は、毎事業年度1回開催する。

3 臨時審議委員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第38条 審議委員会は、会長が招集する。

2 審議委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

第39条 本協会に、その適正かつ円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て、常設の委員会を置くことができる。

2 委員会には、委員長、副委員長及び委員を置く。

3 委員長及び副委員長は、専務理事の推薦により会長が委嘱し、委員は、委員長の推薦を受けて会長が委嘱する。

4 常設の委員会の下には、小委員会あるいは研究会を設けることができる。

5 前4項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 支部

(支部)

第40条 本協会に、第4条の事業を地域において推進するため、総会の決議を経て、支部を置くことができる。

2 支部に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 財産及び会計

(財産の構成)

第41条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第42条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第43条 本協会の経費は財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第44条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告しなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、かつ総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項各号の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款（を主たる事務所及び従たる事務所に）、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(事業年度)

第46条 本協会の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第49条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(設置等)

第50条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 本協会の最初の代表理事は、輿水 肇 とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 社団法人自然環境共生技術協会の会員である者は、第6条の規定に係わらず、一般社団法人自然環境共生技術協会の設立の登記の日の本協会の会員になったものとみなす。

以上